

（仮称）中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

（仮称）中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例を制定するにあたり、盛り込むべき主な事項について、パブリック・コメント手続を実施したので、その結果を報告する。

1 意見募集期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月9日（木）まで

2 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数（人）
電子メール	15
ファクシミリ	1
郵送	0
窓口	0
合計	16

**3 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方
別添資料のとおり**

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年 第1回定例会に条例案を提出

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

1 全般的な事項に関するもの

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
1	条例の制定にあたり、障害当事者本人の意見を十分に聞いてほしい。障害当事者の親や支援者の意見と、本人の意見は違っている場合もある。	この条例の考え方については、関係団体等に説明しており、当事者の方のご意見を伺ってきました。今後、施策を進めるにあたっては、様々な障害の当事者からご意見を伺っていきます。
2	聴覚障害者の方々だけではなく様々な障害者の方々との意思疎通が出来る社会に1日も早くなれたら素晴らしいと思う。条例の制定を希望する。	ご意見の主旨を踏まえ、条例化に向けて取り組んでいます。

2 「3 定義」について

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
1	「意思疎通支援者」という言葉も共通認識が必要である。「意思疎通支援者」の定義を追加してほしい。	「意思疎通支援者」については、条文において、わかりやすい記述に改めることを検討します。

3 「6 区民の役割」、「7 事業者の役割」について

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
1	「努める」と、努力義務となっているが、努力義務で、果たしてどこまで実施されるのか疑問である。	区は、この努力義務が適切に果たされるよう、区民・事業者への理解促進に努めていきます。

4 「8 施策の推進の基本方針」について

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
1	この条例に沿って各種事業が行われる際、必ず当事者を入れた話し合いを持つという文言を入れてほしい。	条例において、区が施策を実施するにあたって必要な場合は、当事者の意見を聴取する旨の規定を盛り込むことを考えています。 各種事業の実施にあたっては、当事者の方のご意見を伺いながら進めていきます。

5 その他の事項について

No.	区民等からの意見・要望	区の見解・回答
1	障害者手帳の有無に関係なく、必要な方は情報保障が受けられるようにすべきである。条例の内容を、このような手帳を持たない聴覚障害者のコミュニケーション支援につながるものにしてほしい。	障害者が利用できるサービスは、身体障害者手帳の交付を受けていることを要件とするものもありますが、手帳を持たない聴覚障害者にもコミュニケーション支援ができるよう検討を進めます。